

合併調整項目調整状況

事務事業番号	3013	専門部会名	民生	分科会名	生活環境	担当部署	生活環境課
事務事業名	防犯灯関係補助金						
合併前の事務事業の状況							
旧上田市	旧丸子町	旧真田町	旧武石村	合併後調整方針(協議会決定)			
【概要】 ・各自治会から防犯灯設置の要望を受け予算の範囲内で補助金を交付する。 【設置主体】 ・自治会 【設置基準】 ・自治会要望 【設置費用負担】 ・自治会(一部補助) 【電気料負担】 ・自治会(一部補助) 【維持管理】 ・自治会	【概要】 ・各区から防犯灯設置の要望を受け予算の範囲内で補助金を交付する。 【設置主体】 ・町内26区 【設置基準】 ・あり 【設置費用負担】 ・区(一部補助) 【電気料負担】 ・全額補助 【維持管理】 ・区	【概要】 ・各区から防犯灯設置の要望を受け予算の範囲内で設置する。(補助制度はなし) 【設置主体】 ・町 【設置基準】 ・地区要望 【設置費用負担】 ・町 【電気料負担】 ・区 【維持管理】 ・区	【概要】 ・各区から防犯灯設置の要望を受け審査の上、予算の範囲内で村が工事をする。(補助制度はなし) 【設置主体】 ・村 【設置基準】 ・村 【設置費用負担】 ・全額村 【電気料負担】 ・区(集落外の通学路は村) 【維持管理】 ・区(立替と移設は村)	合併時は現行のとおりとし、自治会・区への交付金等の取扱いと併せて、合併後3年以内に調整する。			
合併後調整内容【調整済】							
1 防犯灯の設置補助について ・平成20年度から新要綱を制定し、旧上田市方式に統一する。 ・設置主体及び維持管理は、自治会とする。 ・対象は新設の場合のみの補助とし、補助率1/2以内で、1基あたり限度額3万円とする。 ・修繕、移設の場合は、補助対象外とする。				・補助率1/2以内で、毎年4月分の電気料金を元に算出する。			
2 防犯灯の電気料金補助について ・平成20年度から新要綱を制定し、旧上田市方式に統一する。							